

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	医療における「対面の原則」の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療における「対面の原則」が制度・規制として存在することから、遠隔医療、遠隔服薬指導、遠隔保健指導などの可能性を阻害しているものと考えます。</li> </ul>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師法 第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。</li> </ul>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な範囲で「対面の原則」の制度・規制を緩和していただきたい。</li> </ul>